

「院内感染対策サーベイランス運営会議開催要綱」改訂箇所

変更箇所 (変更前の箇所)	変更前	変更後	改訂日
第6条	第6条 運営委員会の庶務は…において処理する。	第6条 委員の任期は…再任されることができる。	2012年3月16日
第7条	第7条 この要綱に定めるもののほか…が定める。	第7条 運営委員会の庶務は…において処理する。	2012年3月16日
—	—	第8条 この要綱に定めるもののほか…が定める。	2012年3月16日
全項	指導課	地域医療計画課	2014年10月22日
表題	院内感染対策サーベイランス運営委員会設置要綱	院内感染対策サーベイランス運営会議開催要綱	2015年2月25日
全項	運営委員会	運営会議	2015年2月25日
全項	委員	構成員	2015年2月25日
第1条	院内感染対策サーベイランス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。	院内感染対策サーベイランス運営会議（以下「運営会議」という。）を開催する。	2015年2月25日
第2条見出し	（協議事項）	（検討事項）	2015年2月25日
第2条	次の各号に掲げる事項について協議する。	次の各号に掲げる事項について検討する。	2015年2月25日
第3条	運営委員会は、委員10人以内で組織し、委員は厚生労働省医政局地域医療計画課長が任命する。	運営会議の構成員は厚生労働省医政局地域医療計画課長が指名する。	2015年2月25日
第3条2	特定の…置くことができる。	（削除）	2015年2月25日
第3条3	専門委員は、…解任されるものとする。	（削除）	2015年2月25日
第5条3	運営委員会の議事は…決するところによる。	（削除）	2015年2月25日
第6条	委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	構成員の任期は、2年とする。	2015年2月25日
全項	厚生労働省医政局地域医療計画課	厚生労働省健康局結核感染症課	2017年4月1日

第1条	院内感染対策中央会議のもとに	(削除)	2018年2月21日
全項	厚生労働省健康局結核感染症課	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課	2023年9月1日